

輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事 請負業者等の指名停止に関する要綱

(平成 21 年 9 月 14 日告示第 13 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、組合財務規則（平成 21 年組合規則第 5 号）第 104 条の規定により組合が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び機械類の製造又は施設の管理(以下これらを「組合工事」という。)に係る入札の公正な執行及び契約の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)に対する組合工事の競争入札における指名の停止(以下「指名停止」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、組合工事の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したとき、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍(当初の指名停止の期間が 1 箇月に満たないときは、1.5 倍)の期間とする。

(1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 号から第 3 号まで又は第 7 号から第 12 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 3

号まで又は第7号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。

- 3 組合長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 組合長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月)まで延長することができる。
- 5 組合長は、指名停止中の有資格業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 組合長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになつたと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する等の不正行為により次の各号の一に該当することとなつたとき(前条第2項の規定に該当することとなつた場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は組合の職員が談合があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第7号又は第10号に該当したとき。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第7号から第12号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになつたとき(前号に掲げる場合を除く。)。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第7号から第9号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に規定する各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったとすることが明らかになつた場合で、当該関与行為に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前3号の規定に該当することとなつた場合を除く。)。 それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(5) 組合の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第10号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)。 それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(指名停止の通知)

第6条 組合長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 組合長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が組合工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 組合長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 組合長は、指名停止の期間中の有資格業者が、組合工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 組合長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則 (平成21年9月14日告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) (1) 組合の発注する工事(以下「組合工事等」という。)の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上 6箇月以内
(過失による粗雑工事) (2) 組合工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)。	1箇月以上 6箇月以内
(3) 前号に掲げる以外の石川県内の工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1箇月以上 3箇月以内
(契約違反) (4) 第2号に掲げる場合を除くほか、組合工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2週間以上 4箇月以内
(公衆損害事故) (5) 組合工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1箇月以上 6箇月以内
(6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1箇月以上 3箇月以内
(工事関係者事故) (7) 組合工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内
(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であったと認められるとき。	2週間以上 2箇月以内

別表第2(第2条、第4条、第5条関係)

贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、組合職員又は組合構成団体職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3箇月以上9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	2箇月以上6箇月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、石川県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	1箇月以上3箇月以内
(3) 次のア又はイに掲げる者が、石川県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	1箇月以上3箇月以内
(暴力団関係者)	
(4) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	6箇月以上12箇月以内
(5) 代表役員等又は一般役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	2箇月以上6箇月以内
(6) 代表役員等又は一般役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	2箇月以上6箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
(7) 組合工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3箇月以上12箇月以内

(8) 石川県、新潟県、富山県又は福井県の区域内において業務に関し独占禁止法第3条又第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。	2箇月以上9箇月以内
(9) 前号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又第8条第1項第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。 (競売入札妨害又は談合)	1箇月以上9箇月以内
(10) 次のア又はイに掲げる者が、組合工事等に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用者	逮捕又は公訴を知った日から起算して 4箇月以上12箇月以内 3箇月以上12箇月以内
(11) 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県又は福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用者	逮捕又は公訴を知った日から起算して 3箇月以上12箇月以内 2箇月以上12箇月以内
(12) 次のア又はイに掲げる者が、前号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から起算して 3箇月以上12箇月以内 1箇月以上12箇月以内
(建設業法違反行為)	
(13) 組合工事等に関し建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2箇月以上9箇月以内
(14) 石川県、新潟県、富山県又は福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (不正又は不誠実な行為)	1箇月以上9箇月以内
(15) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上9箇月以内
(16) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上9箇月以内
(17) 別表第1及び前各号にかかわらず、特別の理由がある場合	必要と認める期間

ると認められるとき。

組合建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の取扱いについて

組合建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（以下「要綱」という。）は、組合工事の指名に関し、指名停止に該当する事実が発生した有資格業者に対する指名停止の措置を明確にしたものであり、今後の要綱の事務処理にあっては、下記のとおり取扱うこととする。

記

1 趣旨について（第1条関係）

施設の管理には、建設物の清掃、警備及びボイラー等の設備の保守管理を含むものとする。

2 指名停止について（第2条関係）

(1) 指名停止の審議は組合工事請負業者指名委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

イ 組合が発注した工事に係るもの。ただし、別表第2の第5号から第7号までに掲げる措置要件に関し審議を行うときには、あらかじめ輪島警察署及び穴水警察署に対し、文書により意見を求めるものとする。

(2) 局長は、その所管する工事について当該有資格業者に指名停止の理由があると認めたときは、指名停止理由発生報告書（様式第1号）により、組合工事請負業者指名委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

(3) 委員長は、指名停止を決定したときは、その旨を局長に対し指名停止通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(4) 委員長は、指名停止を決定するに当たり必要があると認めるときは、指名停止を行おうとする有資格業者又はその関係者からあらかじめ事情を聞くことができるものとする。

(5) 委員長は、第2条第2項の規定により指名を取消したときは、当該有資格者に対し指名取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 指名停止の期間の特例について（第4条関係）

局長は、指名停止の期間中の有資格者について第4条第5項又は第6項の規定により指名停止期間を変更又は解除することが相当と認めたときは、指名停止期間変更（解除）理由発生報告書（様式第4号）により委員長に報告するものとする。

4 指名停止の通知について（第5条関係）

(1) 委員長は、指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し指名停止通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(2) 委員長は、指名停止期間を変更したときは、当該有資格者に対し指名停止期間変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(3) 委員長は、指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し指名停止解除通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(4) 委員長は、前記（2）又は（3）により有資格業者に対し通知したときは、局長に対して様式第8号により、その旨を通知するものとする。

(5) 第5条第1項ただし書きの「通知する必要がないと認める相当な理由があるとき」とは、従来から組合工事の施工実績が全くないときとする。

(6) 委員長は、第5条第2項の規定により報告を徹する必要がある場合には、局長

を経由して通知するものとし、局長はその改善措置を審査の上、その状況を様式第9号により委員長に報告するものとする。

5 隨意契約の相手方の制限について（第6条関係）

- (1) 「やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - イ 災害時より緊急に応急工事を施工しなければならない場合
 - ロ 組合工事の施工に必要な工法（例えば、特許を受けた工法を使用して行う工事）について他の有資格業者では施工できない場合
- (2) 第6条ただし書の規定により指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方とするときは、随意契約承認申請書（様式第10号）により委員長に申請するものとする。
- (3) 委員長は、第6条ただし書に規定する承認をしたときは、様式第11号により発注しようとする局長に通知するものとする。

（別表第1関係）

措置要件	運用
過失による粗雑工事	<p>当該工事は、過失を要するものであり、工事の区分により、主として次の事由が生じたときであること。ただし不可抗力、例えば、現在の水準ではおよそ予測することができないような事態の発生、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置の対象外であること。</p> <p>(1) 組合及び構成団体工事等</p> <ul style="list-style-type: none">イ 会計検査院に指摘されたとき。ロ 組合及び構成団体監査委員に指摘され、組合議会及び構成団体議会に報告されたとき。ハ 検査で再三指摘又は指示されても改善しないとき。 <p>ニ 死傷、損傷事故等が生じかしがあると認められたとき。</p> <p>(2) 一般工事</p> <ul style="list-style-type: none">イ 施工上の過失が重大であるとき。ロ 公衆に重大な損害を与えたとき。ハ 公衆に重大な損害を与える恐れがあるとき。
契約違反	組合工事の施工に当たり契約違反の事実があり、かつ、信頼関係の破壊、監督・検査業務の阻害など契約の相手方として不適当と認められたときであること。
公衆損害事故	<ol style="list-style-type: none">1 安全管理の措置が不適切であったことを要件とするものであり、いわゆる自損事故や天災不可抗力による事故は含まないものであること。2 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみに限定することなく、資機材、排土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等を含むことであること。3 「事故が重大であるとき」とは、安全管理上の過失

	の程度が重大であるとき、多数の死傷者を生じさせたとき等であること。
--	-----------------------------------

(別表第2関係)

措置要件	運用
贈 賄	<p>1 贈賄者の地位（代表役員等、一般役員等、使用人）、収賄者の所属機関及び事件発生地域（石川県内・外）によって指名停止期間を規定したこと。</p> <p>2 代表役員等とは、個人経営にあっては事業主、会社その他の法人にあっては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員（通常は専務取締約以上のもの）であること。</p> <p>3 一般役員等とは、代表役員等以外の役員、支店長及び営業所長であること。</p> <p>4 使用人とは、代表役員等及び一般役員等以外の者を全て包括するものであること。</p> <p>5 他の公共機関には、国の機関、県及び公社・公団等が含まれるものであること。</p>
暴力団関係者	<p>1 「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員又は特定の暴力団とつながりが明らかな準構成員をいう。</p> <p>2 「経営に事実上参加している者」とは、次のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 株主として事実上経営を支配していると認められるとき。 (2) 顧問、相談役等の肩書をもち、経営に関与していると認められるとき。 (3) 家族又は第三者の名義になっているが、経営に関与していると認められるとき、又はその名義人と同一生計にあると認められるとき。 <p>3 「業務に関し」とは、私的な行為は含まれない。</p> <p>4 「不正に財産上の利益を得る」とは、次のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札において、自社が有利となるよう他者を妨害すること。 (2) 下請に使用するよう強要すること。 (3) 不当に高い工事代金を要求すること。 (4) 工事代金の債務を履行しないこと又は不当な値引きを要求すること。 <p>5 「債務の履行を強要する」とは、正当な債権を有している場合であっても、その取立方法に不当、不法行為があるときをいう。</p> <p>6 「使用」とは、雇用関係又は委任関係にある場合をいう。雇用は、常時か一時かを問わない。</p> <p>7 「財産上の利益を不当に与えた」とは、商慣習又は社会的慣習として、社会的に認知されている正当な取引における対価までも含まないが、次のような場合が考</p>

	<p>えられる。</p> <p>(1) 商取引及び冠婚葬祭等、社会的儀礼行為において、社会通念上適正な価格を著しく超えているとき。</p> <p>(2) 暴力団関係者を不当に高い価格で下請業者として使用したとき。</p> <p>(3) 暴力団関係者から不当に低い価格で請負ったとき。</p> <p>(4) 自社工事の施工に関し、騒音等迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えたとき。</p> <p>8 暴力団関係者が実質的に経営を支配している業者及び実質的に運営を支配している団体に対し情を知つて、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた場合についても、処分の対象とする。</p> <p>9 「与えた」とは、自発的に与えたことをいい、脅迫による場合は含まないが、脅迫されたとするには、警察に被害を出すなど客観的な証明を要するものとする。</p>
不正又は不誠実な行為	<p>1 第 8 号は、業務に関する行為であることから、役員や使用人の私的な行為は含まれないものであり、次の行為が考えられること。</p> <p>(1) 脱税により税務当局から告発された場合</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反として審決が行われた場合</p> <p>(3) 暴力等による入札妨害が行われた場合</p> <p>(4) 経営等に関する詐欺行為、脅迫行為等が行われた場合</p> <p>(5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき指示、営業停止等の行政処分を受けた場合</p> <p>(6) 建設業法以外の業務関係法令に基づき行政処分を受けた場合</p> <p>(7) 元請・下請関係において著しく不適等と認めた場合</p> <p>2 第 9 号は、代表役員等の犯罪行為について指名停止の措置の対象とすることとしたものであり、次の事実があったときであること。</p> <p>(1) 禁止以上の罪にあたる犯罪の容疑で検察官により訴が相当であると判断された場合</p> <p>(2) 禁止以上の刑又は刑法の規定による罰金刑を宣告された場合</p> <p>3 第 10 号には、手形の不渡処分を受け、銀行取引停止となつたときを含むものであり、その場合の必要と認める時期は、事業の再建がなされたと認める日までとする。</p>

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

輪島市穴水町環境衛生施設組合請負業者指名委員会委員長

局 長 印

指名停止理由発生報告書

この度、下記有資格業者の指名を停止する相当の理由があると認めたので、報告します。

記

1 商号又は名称及び 代表者氏名			
2 住 所			
3 有 資 格 業 種			
4 指名停止を相当とする理由	(1) 該当条項 (2) 事 実 (3) 警察・労働基準監督署の判断	別表	に該当

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

局長 殿

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

指名停止通知書

組合建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項の規定により組合工事請負業者指名委員会において、下記のとおり決定したので、通知します。（なお、下記指名停止有資格業者に対し、別紙のとおり改善措置について貴職あて提出するよう要請したので、その結果を報告してください。）

記

1 商号又は名称及び 代表者氏名							
2 住 所							
3 有 資 格 業 種							
4 根拠及び停止期間	別表	該当	平成 年 月	日から	週間	（	箇月間
5 理 由							

（注）（ ）は改善措置の報告を要する局長あての場合

様式第3号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称

殿

代表者氏名

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

指 名 取 消 通 知 書

平成 年 月 日付け 発号外で指名通知した下記工事について、組合建設工事請負業者の指名停止に関する要綱により貴社の指名を取消したので、通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 年 月 日	

様式第4号

第 号
平成 年 月 日

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 殿

局 長 印

指名停止 $\left(\begin{array}{l} \text{期間変更} \\ \text{解 除} \end{array} \right)$ 理由発生報告書

この度、指名停止中の下記有資格業者について、指名停止の $\left(\begin{array}{l} \text{期間を変更} \\ \text{解 除} \end{array} \right)$ する
相当の理由があると認めたので、報告します。

記

1 商号又は名称 及び代表者名				
2 指名停止年月日 及び停止期間	平成 年 月 日	期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
3 指名停止の $\left(\begin{array}{l} \text{期間変更} \\ \text{解 除} \end{array} \right)$ を 相当とする理由				

様式第5号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称

殿

代表者氏名

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が (の) ① ことは、誠に遺憾であります。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので、通知します。

今後は、かかる事態が生ずることのないように十分注意してください。②(今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について 月 日までに (局長) あて提出してください。)

記

1 指名停止の期間	平成 年 月 日から ③ [週間 平成 年 月 日まで 箇月]
2 指名停止の理由	(1) 発 生 日 時 (2) 発 生 場 所 (3) 理 由

(注) 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

2 ②には、第5条第2項の適用がある場合に使用する。

3 ③には、指名停止期間の始期及び終期を記載する。ただし、指名停止の理由が、別表第2第1号に該当する場合には、「公訴の提起又は控訴を提起しない処分が行われたことが明らかとなるまで」と記載する。

様式第 6 号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称

殿

代表者氏名

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

指名停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので、通知します。

記

1 従前の指名停止の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	(週間) (箇月間)
2 変更後の指名停止の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	(週間) (箇月間)
3 変更の理由		

様式第 7 号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称

殿

代表者氏名

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 平成 年 月 日付け 第 号を持って貴社の指名停止を行った旨を通知したところですが、平成 年 月 日をもって当該指名停止を解除したので、通知します。

様式第8号

第 号
平成 年 月 日

局長 殿

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

指 名 停 止 期間変更 解除 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号で通知した下記有資格業者の指名停止を、別添通知書のとおり期間変更 したので、通知します。

解 除

記

1 商号又は名称 及び代表者氏名	
2 変 更 期 間 (解除年月日)	別添通知書のとおり
3 変更(解除)理由	別添通知書のとおり

様式第9号

第 号
平成 年 月 日

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長

局 長 印

指名停止にかかる改善措置について

平成 年 月 日付け 第 号で指名停止した下記有資格業者から、当該事故に係る改善措置状況について、別添のとおり提出があったので、報告します。

記

1 商号又は、名称 及び代表者氏名	
2 改善措置に係る 審査意見	

様式第 10 号

第 号
平成 年 月 日

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負指名委員会委員長

局 長 印

隨 意 契 約 承 認 申 請 書

今般、下記工事を発注するにあたり、指名停止期間中の下記有資格業者と随意契約したいので、申請します。

記

1 発注しようとする 工 事	工事名	
	工事場所	
	事業費	
	概 要	
2 契約の相手方 指名停止期間中 の有資格業者	(1) 住 所 (2) 商号又は名称 (3) 代表者氏名	
3 理 由		

様式第 11 号

第 号
平成 年 月 日

局長

殿

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負業者指名委員会委員長 印

随意契約の承認について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記工事の請負契約については、指名停止期間中の有資格業者と随意契約することを承認する。

記

1 随意契約の相手方 <p style="text-align: center;">(指名停止中の 有資格業者)</p>	(1) 住 所 (2) 商号又は名称 (3) 代表者氏名
2 契 約 の 対 象 工 事	(1) 工事名 (2) 工事場所